

手数料一覧表（建築基準法関係）

（令和7年4月1日から施行）

手数料の区分（申請面積等）				手数料額（円）		
確認申請 ・ 計画通知	建築物	30㎡以内	特例なし	16,000		
			特例あり	14,000		
		30㎡超100㎡以内	特例なし	25,000		
			特例あり	21,000		
		100㎡超200㎡以内	特例なし	38,000		
			特例あり	32,000		
		200㎡超			51,000	
		工作物	一の工作物につき	—		17,000
				市の確認を受けた工作物の計画変更		12,000
				市以外での確認を受けた工作物の計画変更		18,000
	【摘要】 手数料金額の算出基礎とされている床面積合計は、主に次のとおりとし、詳細については登別市手数料条例による。 （1）建築物を建築する場合（（2）の場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 （2）確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 （床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積） （3）建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（（4）の場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替に係る部分の床面積の2分の1 （4）確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1					
	【加算額】 建築物省エネ法に基づく仕様基準に適合するかの審査をする場合に加算する額					
			一の建築物につき	一戸建ての住宅	+ 7,500	
				共同住宅又は長屋	+ 30,000	
	完了検査申請 ・ 完了通知	建築物	30㎡以内	特例なし	20,000	
特例あり				15,000		
30㎡超100㎡以内			特例なし	24,000		
			特例あり	18,000		
100㎡超200㎡以内			特例なし	32,000		
			特例あり	22,000		
200㎡超			42,000			
工作物		一の工作物につき	—		14,000	
			市の確認を受けていない工作物又は市の確認を受けた工作物の計画に記載されていない工作物の場合		20,000	
			計画変更により、市の確認を受けた工作物の場合		15,000	
【摘要】 手数料金額の算出基礎とされている床面積合計は、主に次のとおりとし、詳細については登別市手数料条例による。 （1）建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 （2）建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1						
【加算額】						
		30㎡以内	特例なし	+ 6,000		
			特例あり	+ 4,000		
市の確認を受けていない建築物の計画変更又は建築物完了検査の申請等に対し審査をする場合に加算する額		30㎡超100㎡以内	特例なし	+ 14,000		
			特例あり	+ 10,000		
		100㎡超200㎡以内	特例なし	+ 27,000		
			特例あり	+ 21,000		
		200㎡超		+ 39,000		

※本表に記載のない事項及び詳細については、登別市手数料条例による。